

奥州市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月15日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成26年1月16日、17日、20日及び21日

本監査 平成26年1月22日

(2) 監査の対象とした部課等名

都市整備部

土木課、都市計画課、建築住宅課、下水道課及び各総合支所の地域整備課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度（平成25年4月1日から平成25年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成24年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
土木課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
都市計画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
建築住宅課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
下水道課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川総合支所地域整備課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
-------------	---------------------------------

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

都市整備部下水道課

収入事務において、下水路占用料の調定に当たり、占用許可後相当期間経過してから調定しているものが1件、94,000円あり、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

江刺総合支所地域整備課

契約事務において、随意契約に付す理由が不明確なものが15件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。